

令和3年度（2021年度）第1回政策会議

日時：令和3年（2021）年6月28日（月）13:30～14:00

会場：市長会議室

参集者：工藤市長，谷口副市長，平井副市長，辻教育長，
柏企画部長，小山内総務部長，川村財務部長

付議事項

函館市過疎地域持続的発展市町村計画（案）について

対応者

柏企画部長，宿村計画推進室長，高橋計画調整課長

◆議題の趣旨◆

函館市過疎地域持続的発展市町村計画（案）について協議しました。

◆協議の結果◆

原案を一部修正したうえで，本件の内容は了承されました。

◆おもな発言◆

■柏企画部長

それでは，函館市過疎地域持続的発展市町村計画について，ご協議いただきました。

■高橋計画調整課長

それでは，お手元の概要版の資料で説明させていただきます。

まずは，策定の背景・趣旨についてだが，本市は平成26(2014)年4月に施行された「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」により市全域が過疎地域に指定されていたが，令和3(2021)年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により，旧4町村地域のみが過疎地域に指定された。

こうしたなか，本市の人口減少対策をとりまとめた「第2期函館市活性化総合戦略(2020～2024)」を踏まえ，内容の整合性を図りながら令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を計画期間とする新たな過疎計画を策定する。なお，過疎地域の指定から外れた旧函館市域についても，一定期間財政上の支援措置等を受けられる経過措置が適用されるため，市の全域を対象とした計画とする。

持続的発展に向けた取組の方向として、本市の人口減少の主な要因を「若年層の人口流出」いわゆる社会減と「出生数の減少」いわゆる自然減が同時に進行していることと捉えていることから、まず、社会減の対策については、本市の優位性を生かしながら交流人口・関係人口の拡大や地場産業の振興、企業誘致など各種事業に取り組むことで、地域経済の活性化を図り、雇用の場の維持・確保につなげる。さらに、自然減の対策については、安心して子どもを産み育てることができる環境や、心身ともに健やかに暮らせる環境を整備するなど、様々な分野にわたる取組を継続して進める。

計画の基本方針は「第2期函館市活性化総合戦略」に掲げる3項目(市民一人ひとりの幸せを大切にします、函館の経済を支え強化します、快適で魅力あるまちづくりを進めます)を過疎計画の基本方針に位置づける。

基本目標については、法に基づき設定が必要な項目である。こちらも、総合戦略に掲げる数値目標と同じ2つの項目を目標に設定している。ひとつが「合計特殊出生率を上昇させること」、もうひとつが「20～29歳の市外への転出超過数を徐々に減少させること」である。

施策別項目および主な施策として12の項目(「①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、「②産業の振興」、「③地域における情報化」、「④交通施設の整備、交通手段の確保」、「⑤生活環境の整備」、「⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進」、「⑦医療の確保」、「⑧教育の振興」、「⑨集落の整備」、「⑩地域文化の振興等」、「⑪再生可能エネルギーの利用の推進」、「⑫その他地域の持続的発展に関し必要な事項」)を設定しているが、これらは法に基づく記載事項であり、今回、法により新たに追加されたのは⑪である。また、計画内には各項目の下で実施予定の具体的な約300の事業を登載している。

今後のスケジュールとしては、今日の会議で了承いただければ、速やかにパブリックコメントを実施し、結果をとりまとめた後、北海道と正式協議を行い、9月には議会の議決を経て成案化し国に提出する予定である。

また、参考資料として「新たな過疎法」についてまとめているが、旧函館市域への経過措置として、過疎対策事業債の発行、こちらは発行限度額が段階的に減少していくものの、6年間ハード分とソフト分の経過措置が設けられている。

■工藤市長

過疎債は今までどのような事業に活用されてきたのか。ハードとソフトに分けて教えてもらいたい。

■高橋計画調整課長

ハード事業で主なものは美原地区路線バス乗降場の整備、消防自動車の購入、

漁場や漁港の整備，東部地区では統合保育園や戸井の西部総合センター，垣ノ島遺跡の整備。改修だと恵山市民センター，椴法華の総合センターなど。

ソフト事業で主なものはごっこまつりや，ひろめ舟まつりなど。

■工藤市長

過疎債の年額はどれくらいか。

■高橋計画調整課長

年間 10 億円程度。

■柏企画部長

ハード事業に約 6 億円，ソフト事業に約 4 億円。

■工藤市長

今後，段階的に削減されて 4 町村だけが対象になる頃には過疎債の年額はどうか。

■高橋計画調整課長

ハード事業分については上限額が特に決まっていないため，各施設の整備などに対して道や国が配分することになる。ソフト事業分については 6 年間の経過措置後，7 年目から対象地域は東部だけになり約 3,500 万円となる。

■工藤市長

今回，基本目標として合計特殊出生率と若者の転出超過数を設定しているが，前回は何だったのか。

■高橋計画調整課長

これまでは法律上，目標設定が求められていなかったため，今回初めて設定した。国からは人口，特に社会増減に関する基本目標を掲げるよう指示されている。

■谷口副市長

細かいことだが，施策別項目および主な施策の①「移住・定住・地域間交流の促進，人材育成」の項目の主な施策「定住自立圏や青函圏「との」連携促進」の言い回しについて，本市も定住自立圏や青函圏の一部であることから，「定住自立圏や青函圏「での」連携促進」に修正してはいかがか。

■ 高橋計画調整課長

ご指摘のとおり，修正させていただく。

■ 柏企画部長

それでは，谷口副市長から指摘のあった部分を訂正させていただき，承認ということによろしいでしょうか。

■ 市長・出席者

承認する。